

大和市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第17号

大和市契約規則の一部を改正する規則

大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第52条の2第1項第1号中「同法第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に、「同法第49条第1項」を「独占禁止法第61条第1項」に改め、同項第2号中「同法第8条第1項第1号」を「第8条第1号」に、「同法第50条第1項」を「独占禁止法第62条第1項」に改め、同項第3号から第5号までを削り、同項第6号中「第96条の6」の次に「若しくは第198条」を、「第89条第1項」の次に「若しくは第95条第1項第1号」を加え、同号を同項第3号とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。